

令和3年度

**第21期第6回内水面漁場管理委員会
議事録**

**令和3年9月3日
三重県内水面漁場管理委員会**

日時 令和3年9月3日(金) 午前10時から11時20分まで

場所 三重県内水面漁場管理委員会委員室

議題

- 1 協議事項1 第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について
- 2 報告事項1 令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会について
- 3 その他(1) 漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告について
(2) 次回の委員会日程について

出席委員 浅尾和司 垣外昇 大瀬公司 笠見和彦
井上亜貴 加治佐隆光 三輪理 河村功一
金岩稔
(※ 斜体字 : Web 出席)

欠席委員 中本恵二

事務局

事務局長 林 茂幸
主幹 増田 健
主査 藤原由紀

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)
(漁業調整班)
副参事兼班長 南 勝人
主幹兼係長 藤島弘幸

傍聴者

なし

計 14 名

○浅尾会長

それでは、ただ今から第 21 期第 6 回三重県内水面漁場管理委員会を開催します。

本日は、委員総数 10 名中WEBで出席の方も含め出席委員が 9 名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づきまして議事録署名者として笠見委員、河村委員にお願いします。

協議事項に多くの時間を割きたいため、議題の順序が前後しますが、その他事項（1）から説明していただきます。それでは、その他事項（1）「漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告について」、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（藤島主幹）

資料 3 の 3 - 1 ページをご覧ください。

資源管理の状況等の報告と漁業権切替の手続きについて説明させていただきます。資料のタイトルの下の点線で囲った枠の中に漁業法抜粋（資源管理状況等の報告）第 90 条とあります。改正された漁業法が昨年 12 月に施行され新たに決まった内容で、これまではなかったものです。読ませていただきます。「第 90 条、漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。次は、海区漁業調整委員会を内水面漁場管理委員会に読み替えるように規定されています。海区漁業調整委員会に対し、報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。」となっています。漁業権者がきちんと漁業権を行使し、資源管理や漁場の活用に配慮していることについて県が受けた報告を委員会に報告することになりました。漁業法が改正され施行されたのが 12 月ですので、令和 2 年 12 月から毎年 1 回書面で出していただくことになりました。内容は操業日数や漁獲の状況等であることから、事業年度が終わり総会等が終了した後で出していただくこととしています。

報告の様式が 3 - 2 ページです。1 資源管理に関する取組の実施状況で、漁業権行使規則の取組実績として、行使人数、操業期間、操業時間等を規制している場合にはその遵守状況等を、共同漁業権内の資源維持、増殖等のため実施している取組として、カワウの追い払いや外来魚の駆除活動など、その他の取組として、普及啓発活動等について書いていただき、2 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用状況で、あゆ漁業、あまご漁業、うなぎ漁業等の漁業ごとに、組合員行使権者数、延べ操業日数等を、一番下の枠で、遊漁券発行枚数、魚種別増殖実施量、魚種別漁獲量及び漁獲金額等を書いていただく様式になっています。これを年 1 回県に出していただき、委員会に報告することになります。今回はまだ委員会への報告ではなく、今後、このような報告を委員会に行うことになるとの事前説明です。今後の漁業権の切替えの手続きにこの報告が繋がっていくということです。3 - 1 ページの左側の漁業権切替えの手続きを説明します。令和 5 年 12 月 31 日までが内水面の免許の存続期間で、新しい免許に切替える手続きを進めていくなかで、まず資源管理の状況等の報告により状況を把握しつつ、令和 3 年度末から令和 4 年度前半にかけて関係者の要望や漁場条件の調査、現地ヒアリング等を県が行った上で申請の基になる漁場計画案を委員会への諮問させていただき、了承いただいた内水面漁場計画を公表した後、免許申

請があった内容について、委員会の諮問・答申を経て免許をする流れになっています。行使状況を知る資源管理状況の報告はこれから毎年あります。右側、資源管理状況等の報告を受けた際に漁場の活用状況を確認し、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしていたり、合理的な理由もなく漁場の一部を利用していない等がある場合は第91条で県が指導・勧告し、改善すれば次の切替えの手続きも適切かつ有効に活用しているということで漁場計画の作成、免許をすべき者の決定、免許という流れにいくんですが、改善していない場合は第92条で漁業権の取消し、行使の停止ができる規定になっています。年1回の資源管理状況等の報告について、今取りまとめ等を行っているところですので、次回以降の委員会で報告させていただく予定です。

説明は以上です。

○浅尾会長

ただいまの説明について何かご意見はございませんか。

○加治佐委員

放流量の実績をあげていただく場合に、業者から購入している場合は何キログラム買いましたという領収証等を付ければ説明ができると思うんですけど、自分で卵から稚魚を育てる場合は説明しにくいと思うんですが。その辺りの実態を教えてください。

○事務局（藤原主査）

卵から稚魚を育てて放流したという報告は最近ではありません。

○加治佐委員

報告が無いと言うことは、やっちゃダメという訳じゃないんですよね。

○事務局（藤原主査）

確認が取ればそれも認めることになっています。

○加治佐委員

自分で育てる場合のキロ数の確認方法はどうなるのでしょうか。

○事務局（藤原主査）

漁協から確認出来るものの提出をお願いすることになるかと思います。

○加治佐委員

第三者を通じている場合は説明しやすいと思うんですが、皆さんそうなんでしょうか。コスト削減のため、自分で稚魚を育てる方が安くつくかなと思ったもんですからね。

○事務局（藤原主査）

実際に卵から稚魚を育てる方向でされている漁協はみえるようですが、正式な報告はも
らっていません。

○加治佐委員

例えば写真でもいいですよとか、重量を量っておいてね等と整理しておいていただくと
組合員の助けになるかと思いました。

○事務局（藤原主査）

分かりました。

○金岩委員

櫛田川で汲み上げを行ってますよね。汲み上げ放流の場合は目算での計算になると思う
んですけど、どういうふうに放流量に換算にするんですか。あと、卵から育てることを検
討している漁協は宮川上流の他にどこで検討されてるのか教えてください。

○事務局（藤原主査）

基本は業者から買った稚魚の放流で十分目標を上回っているため、汲み上げ放流をして
いても報告が上がってきていないところもあるかと思います。報告が上がってきていると
ころは2か所程で第三者の証明書はつけていないという形です。卵から育てることを試し
ている漁協は、特に問題ないと思いますので申し上げますけど、大又川です。安くあげる
ように努力していると聞いています。

○金岩委員

わかりました。櫛田川第一漁協の場合は義務放流量と放流量がほぼ同一だと思いますけ
ど、少し上の所でおそらく汲み上げをやっていると思います。それは櫛田川第一では放流
してないんですかね。

○事務局（藤原主査）

ここの漁協は特別採捕の許可をとっており、特別採捕の実績報告を見て確認をしている
状況です。

○金岩委員

その辺りは法律改正に伴って厳格になるのであるならば、なんらかのきちんと推定する
方法を考える必要があるのかなと思います。

○浅尾会長

ありがとうございます。

他に何かありませんか。

それでは続きまして報告事項1「令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会
について」、事務局から報告をお願いします。

○事務局（藤原主査）

資料2をご覧ください。

本年度の内水面漁場管理委員会連合会の通常総会は5月に東京で開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により書面で行われることとなりました。浅尾会長に5月27日にご審議いただき全ての議案を承認するとして、全国内水面漁場管理委員会連合会あて回答したところです。2-27ページから2-29ページにあるとおり、連合会会長より第1号議案から第4号議案まで全て承認された旨の総会結果報告がありました。

各議案内容について説明します。2-1ページからが総会資料です。第1号議案、令和2年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案については2-2ページからで、2-3ページ以降に事業概要が記載されています。新型ウイルス感染拡大の影響により、令和2年6月に開催予定でした通常総会以下全ての会議等が書面開催もしくは延期、中止となっています。2-7ページが令和2年度の収支決算書案です。収入は会費及び繰越金等で18,864,171円、支出は計上されている各科目で決算額が予算額を下回り、支出の合計は、277,911円、予備費の支出はありませんでした。2-8ページに剰余金処分案があり、剰余金18,586,260円は全額令和3年度へ繰り越されました。次に、2-9ページからの第2号議案、令和3年度事業計画案及び収支予算案について説明します。2-10ページから2-11ページの令和3年度事業計画案についてで、2-10ページの1で、通常総会が5月に東京で開催となっていますが、要望活動や各会議等の変更も含め次年度の総会で正しく修正されていくものと思います。現在のところ一堂に集まって行う会議は開催が難しいかと思われます。また、今年度の総会時に開催予定であった70周年の記念行事は中止となりました。令和3年度の収支予算書案は2-13ページのとおりです。2-14ページからの第3号議案、令和3年度提案書案で、2-16ページの「I 外来魚対策について」から2-24ページの「VII内水面漁場管理委員会制度について」までの7つの大項目については、昨年度から変更ございません。昨年度との変更点にはアンダーラインが引かれており、時点修正以外の主なものとしましては、2-16ページの「I 外来魚対策について」の記1で、「これまで開発された駆除技術等をもとに、それぞれの水域の特性に応じて効果的な防除対策を戦略的に進められるよう、普及・指導を図ること。」、という一文が入っています。また2-23ページの「VIウナギの資源回復について」の記2で、「また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたところであるが、組織化および広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締関係機関の連携体制を充実させていただき、実効性のある組織横断的な取締りにより、資源管理を一層推進すること。」、という一文が追加されています。例年ですと間もなく来年度の中央省庁提案項目の検討依頼があり、次回委員会でご協議いただくことになると思います。今年度の中央提案に対する各省庁の回答についてまた送付させていただきますので、次回の委員会までに来年度の提案についてご一考いただければと思います。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

ただいまの説明について何かご意見ございませんか。

続きまして協議事項1に移らせていただきます。協議事項1「第五種共同漁業権に係る

目標増殖量の取扱方針について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主査）

資料1をご用意ください。

1－2ページ、アユ目標増殖量の算定についての表の欄外にA、B等記号がふつてある中で、白い矢印がある列をご覧ください。7つ目の漁協の令和2年度のアユの遊漁料収入の金額に誤りがございました。最初送らせていただいた資料では、4,854,000円となっておりますが、5,831,000円に訂正をさせていただきます。もう1点、1－3ページのアユ以外の魚種の遊漁料収入比較一覧表で、アユ以外の魚種の遊漁料収入（R2）の漁協名7について、1,641,000円を、664,000円に訂正させていただきます。

では、前回にいただいたご意見についてご説明をさせていただきます。1－2ページをご覧ください。前回の委員会で、アユの遊漁料収入について、コロナ禍で直近の令和2年度はどのように変わっているのかを確認するという話がありました。先程の一覧表の矢印がある列で、令和2年度のアユの遊漁料収入は千円単位でこのようになっており、令和元年度と比べて増加した漁協が13、遊漁料収入が減少した漁協が3となっています。コロナ禍の中、令和2年度のアユの遊漁料収入だけを見ますと若干増加している漁協が多い結果になりました。1－3ページをご覧ください。一覧表中央のアユ以外の魚種 遊漁料収入（R2）という列をご覧ください。令和元年度と比べてアユ以外の遊漁料収入が増加した漁協が9、減少した漁協が2、前年度と同額であった漁協が1、アユ以外の魚種について漁業権の設定がない漁協が4となっています。アユ以外の魚種についても、コロナ禍ではございましたが微増している漁協が多い結果になっています。漁協の経営状況について、令和2年度決算における令和3年度への繰越剰余金の状況は、前年度から増えている漁協が11、減っている漁協が3、土のない漁協が2という結果となっています。ちなみに、令和元年度の経常的収入が1－4ページにございます。アユ以外の魚種の目標増殖量を算定する為に経常的収入を算定の根拠に使用しており、令和元年度から令和2年度に経常的収入合計が増えている漁協が11、減っている漁協が5でした。

1－1ページは参考として、現行の目標増殖量の算定方式で令和4年度の数量がどのようになるのか試算したものです。令和3年度から令和4年度にかけて数量に変更があった漁協はアンダーラインのある5つの漁協です。あゆについては、8番の漁協で120kgから60kgに半減しています。16番の漁協は390kgから520kgに増加となっています。あまごについては、2番の漁協について90kgから110kgに若干増加、7番の漁協について160kgから190kgに増加する結果となっています。もくずがについては、13番の漁協で若干減る結果が出ています。参考にしていただければと思います。

説明は以上です。

○浅尾会長

ただいまの説明について何かご意見はありませんか。

○金岩委員

経常的収支にはコロナによる補助金等も入ってるんでしょうか。

○事務局（藤原主査）

漁協の収支決算報告で、協力金、補助金の欄は全て拾っておりますので何かしらの協力金があればあがっているかと思うのですが、協力金の内訳までは見ておりませんのではっきりとは分かりません。

○金岩委員

補助金によってプラスになっている可能性があるのであれば、コロナによる収支としては下がっていると考えべきなのかなと思います。その補助金等の額のところを取り除けば現況みたいになるんですかね。

○事務局（藤原主査）

そうですね、結果として経常的収入の合計が増えている漁協の方が多かったのですが、増えている項目については、協力金が増えている所もあれば協力金が減って別の遊漁料等が増えたことによって経常的収入が増えている漁協もありました。いくつかの漁協が補助金が増えたことによってトータルの収入が増えたのかということでしたらお時間いただきたいと思います。

○金岩委員

コロナ禍もそうなんですけど、皆さんご存知のとおり三重県の県の公共事業における協力金の廃止が去年度ありました。その影響は昨年よりも今年になってからの方が大きく出てくるかと思います。今年の1月以降に協力金禁止という県の方針が発表されましたから、昨年度は2月3月辺りでしか影響はなかった。本年度において多分一番影響が出てくるかと思いますので、この件に関して引き続き継続的にモニタリングしていく必要があると思います。かつ中身の細かいところも注目していく必要があると思います。カタストロフィック的に漁協の経営がこの1、2年で悪くなっていると、少なくとも僕が付き合いのある漁協ではそういう話を聞いています。委員会のメンバーでもあられる漁協の方々においてもそのような印象を持ってらっしゃる方が割と多いのではないかなと予想してるんですけどいかがでしょうか。

今の話だと経営状況は悪くなってないというデータも示されてるわけなんですけど、実際この数年経営状況は悪くなってませんか。そういう風には僕は感じていないんですけど。

○垣外委員

金岩委員が言われたとおり状況は激変しています。県からの公共工事についての説明は受けるんですけど、全く業者とは接触しておりません。先日の新政三重との懇談会で、桑員の方は工事業者のやりたい放題や、濁水は流れ、環境も乱れてるような報告も受けておりますし、やはり接触はしにくいですね。一切お金の話はするなというふうな指示なんで、接触してるとお金の話をしているように取られても困るので全く接触はしておりませんし、雲出川はとてもこんな数字には及ばんと考えております。

○浅尾会長

継続的にモニタリグが必要という金岩委員の意見もありましたが、補助金についてコロナ関係の補助金ということが業務報告書か何かで分かるのであればピックアップすることはできますか。

○事務局（藤原主査）

補助金が去年より増えているか確認できると思います。補助金の内訳を確認することもできます。

○金岩委員

あゆの遊漁料収入が減少した漁協の放流実績と義務放流量の関係はどうなっていますか。

○事務局（藤原主査）

アユの遊漁料収入の直近令和2年度のものが1-2ページにあります。1-14ページに令和2年度の目標増殖量と令和2年度の放流実績をまとめたものがございます。例えば、遊漁料収入がちょっと令和2年度は芳しくなかったところで考えると、1-2ページの表の4番の漁協で半分くらいに遊漁料収入が減っており、あゆは690kgの目標に対して1,000kg放流した報告をいただいています。事業計画の予算については、前年度の遊漁料収入等も加味して計画をたてるとお聞きしていますので、令和2年度の収入が減って直接リンクするのは令和3年度の放流量が減るということはあるかと思うんですけれども、どちらかといえば令和2年度の実績は令和元年度の収入の結果を受けて立てた計画ではないかなと思います。

○金岩委員

わかりました。

○大瀬委員

8番の漁協が半分になってますね、16番の漁協は390kgから520kgに増えてます。これはどういう理由からでしょうか。

○事務局（藤原主査）

8番の漁協で令和4年度のあゆの目標量が半減していることについて、積算方法が1-2ページにあります。あゆの目標増殖量の算定については、その川に生息可能な量を計算し、それに各漁協の経営状況を加味するために増殖調整係数というものを掛けて積算しています。係数は、実際にかかった放流経費に対してどれくらい遊漁料収入があるかというパーセンテージによって変わります。8番の漁協については18.3%となりましたので、係数一覧で、0.1という係数を掛けることになっています。つまりその川に棲めるあゆの生息可能量の10%が目標増殖量として算出されることになっています。J列にあるとおり、18.3%をもとに出した増殖調整係数が令和3年度の0.2から令和4年度は0.1と変わりました。川における生息可能量はそのまま、0.2を掛けていたものが、0.1を掛けるということに

なり、120 kgから60 kgに半減しました。16番の漁協については逆に、係数が0.3から0.4となっています。係数が上がった理由は、令和2年度は他県の状況が悪く遊漁者が増えたことと、あゆの放流経費を頑張っって落としたという事情がかさなり0.4に上がり、掛ける0.4をしますと、令和3年度の390 kgから520 kgという結果になっています。

○大瀬委員

わかりました。

○金岩委員

この素案は、この会議で決定するのですか。

○浅尾会長

決定していただいてもよろしいですし、引き続き見直しをするということでも結構だと思います。

○金岩委員

次回の開催時期はいつですか。

○浅尾会長

10月上旬です。

○金岩委員

10月上旬頃だとギリギリ今年のあゆ遊漁期が終わっているかどうかくらいの時期ですね。遊漁収入自体があまり下がってないというのは漁協からも聞いています。コロナの影響で割とアウトドアのレクリエーションが好調な部分もあると漁協や釣具屋等からも聞いていて、そういった影響があるのかなという気はしています。一方で、増殖義務放流量が増殖実績よりもかなり小さい値になるっていう漁協が沢山あると思うんですけど、放流の余力があるかっていうと必ずしもそうではないとも言っています。義務放流量をベースにして組合長、組合員と話をして放流量を決めることになるんですけど、その際に組合員から沢山放流をして欲しいという要望があると、経営的に抑えたいと思っても、義務放流量が変わっていないのであれば何で前年と同じだけ放流しないのかという説明がつかないということがあり、経営状況も決して良好な漁協ばかりではないっていうのがあります。そもそもあゆの密度に対する係数についても色々調べていただいたと思いますがあんまり科学的な値が無いんですよ。僕も聞いてみたんですけど、数字が載ってるものはいくらかあるんですけど、その根拠、どうしてこの値が正しいとされるかきちんと示してる文献がなかなか見つかりませんでした。そういったこともありますんで、その数字自体が変わるとそれだけで大きく義務放流量が変わるわけですよ、調べた中で値の幅も結構あるんですよ、今より多くなる値もありますし、今の半分ぐらいになる値もあります。なので今使ってる値が妥当であるのかも含めてもうちょっと協議したいなと思っています。

○垣外委員

1 - 2 ページの表の 2 番ですが、千円単位で 2 ケタの数字なんで、同じ係数でも遊漁料の額は全く違います。70,000 円とか 75,000 円で、他の漁協では 8 番のように 3 ケタのところもあるんですよ。こういうことも係数だけやなしに加味していただいて、金岩委員も言われたように目標増殖量も考慮していただけたらなあという思いはあるんです。遊漁料は 75,000 円から 70,000 円で、コロナで減収ということだけでなく全体的にあゆ漁が非常に人気度が低い、高齢化少子化でどんどんどんどん会員が減ってきたことが放流量と遊漁量を見ていただいたら一目瞭然かなと考えています。以上です。

○浅尾会長

ありがとうございます。それでは今、金岩委員、垣外委員のご意見を伺いましたが、次回の委員会であゆの生息数のことや増殖調整係数について協議したいと思いますが、いかがですか。

○事務局（藤原主査）

1 点確認させてください。1 m²辺りの生息可能量の根拠や増殖調整係数について引き続き協議ということで、これらはあゆについての話ですが、あゆの積算には協力金は積算の数字には入っておらず直接は反映されません。先程話が出た協力金に関係してくるのは 1 - 4 ページのあゆ以外の魚種の目標増殖量の積算です。あゆとあゆ以外の魚種について両方見直しをしていくのか、もしくは金額が大きいあゆについて先に議論を進めていくのかについてはいかがでしょうか。

○金岩委員

あゆの放流量は漁協経営にもものすごく大きな影響を与えていると思います。あゆの目標増殖量に漁協の経営状況等があんまり加味されていないという現状もちょっと問題なのかなという気もしています。漁業権を保有しているんですから義務を当然執行しなきゃいけないのは理屈としても法律的にも分かるんですけど、その結果漁協が解散してしまうっていうのは、また別の話としてですけどこの委員会としても目指すものでもないですし、県としてもやっぱり漁協を維持していくような方向性で進めていった方がいいかなと思います。知事の諮問機関でもありますので、そういうふうに僕は少なくとも委員の 1 人として考えています。漁協の経営状況とは、遊漁料収入だけでなく、漁協の経営や組合員がどれ位いるのかといったことも加味されてくると思いますので、そういうものを含めた形で義務放流量の積算を目指していくべきではないかなと思います。ですのであゆの義務放流量を中心に考えていく中で、先程の協力金等の議論も引き続き行っていきたいなと考えています。

○浅尾会長

あゆの放流を先行して議論していくというご意見でよろしいですか。

○金岩委員

あゆの放流を先行してやる中に協力金が義務放流量の換算に入っていないこと自体につ

いても変えることができるのであれば変えていきたいと思っていますので、協力金がどうなってるのかという情報も引き続きいただきたいと思います。

○浅尾会長

それではあゆの放流について、漁協の経営状況を反映出来るような方法はないかということも次回に協議していきたいと思います。

○三輪委員

まずはあゆの放流量目標増殖量の算定方法について議論をしていく方向でいいのではないかと思います。漁協の経営状況全般を考慮した目標増殖量の積算方法を目指すのは確かにいいと思うんですが、今日お配りいただいた資料には、漁協の経営状況が分かる資料がないんですよね。そのように目標増殖量の積算をしていくとなると、漁協の経営状況が分かる資料がないとダメということになります。ご提供いただけるのでしょうか。かなり経営状況が苦しいというような話もありましたが、それが今日の資料では全然わかりません。そういう資料も必要になってくるかと思いますが事務局の方でご検討いただければと思います。

○事務局（藤原主査）

各漁協の直近の経営状況については1-4ページの経常的収入の一覧表です。金額が大きかったので10万単位にしていますが、主な収入はこういった形になっています。1-3ページの表の欄外の令和3年度への前年度からの繰越剰余金の状況で、1年前よりも増えている漁協が多かったのですが、崩して基金の崩壊とか書いてある漁協もありましたし、折角の貯金を取り崩して何とか辻褃を合わせて土なしとしているところもあります。どういう数字があれば議論できるか教えていただけるとありがたいです。

○浅尾会長

損益計算書等を開示するのは難しいですか。

○事務局（藤原主査）

委員会の資料に損益計算書のまま付けるということでしょうか。

○浅尾会長

そのままじゃなくて、概略のようなものは。

○事務局（林事務局長）

現在委員会の資料は公表することになっています。公表された場合にどうかということもあり、以前は名前が入っていたのを数字に替えたり、1-3ページなども数字を丸めたり、1-4ページなどは10万円単位にまとめたりしています。委員会で皆様に配布するのはほぼインターネット上で公表することになりますので、その辺りでどうさせていただこうかということになります。経営状況がわかる資料ということですが、普段業務報告を見ら

れている漁業者委員の方々、公表出来る範囲でここを見ればわかるというのがあればお教えいただければ探させていただきます。

○金岩委員

経営状況を数字のまま漁協名を出さない形で出すのでも構わないと思いますし、経営指標みたいなもの、例えば漁業利益であったり、資産の比率であったり、固定資産比率等の一般的な経営指数等を経年的に出していただけたら恐らく激減していつてるのは見えるんじゃないかなと思うんです。そういう指標を出してもらうことは可能ですかね。

○事務局（藤原主査）

漁協を特定することなく、今おっしゃられたような指標で比べることは可能かと思いません。

○金岩委員

特に固定資産とか計上資産等の、資産の変化等が重要なんじゃないかなと思います。組合員から株の形で集めているお金の総額が減少していつている組合が結構あります。解散する時に再配分することを考えるともうギリギリの状況になっちゃうと、解散が目に見えてくるというのが少なくとも香肌溪漁協や鈴鹿川漁協の解散理由にあったと思います。この数年で内水面漁協が幾つか解散していて、その理由がどこも経営状況が悪かったからという話です。高齢化や経営状況が悪くなった理由は色々あるんですが、原因はもう分かっているわけですから、他の漁協も同様の状況になってるかどうかを見るためには総資産の減少等を見ていけばいいかなと思います。

○浅尾会長

公開できる範囲で、そういう資料を作ることができないかを事務局に検討していただきたいと思います。

それでは、この協議事項は引き続き協議していくこととします。

続きまして、その他事項（２）「次回の委員会日程について」、事務局からお願いします。

○事務局（藤原主査）

次回委員会

10月上旬頃（今後調整） 場所未定

議題（案）

協議事項 全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会提案項目について

○浅尾会長

ありがとうございます。

以上で本日の審議は終了いたしました。

これをもちまして委員会を閉会いたします。